福島市UIJターン
移住支援金チェックリスト

移住支援金　対象要件確認フロー

▽▽必須要件▽▽

- □ 申請日が転入日(住民となった年月日)から1年以内である
- □ 転勤、出向、出張、研修での移住ではない
- □ 福島市に申請日から5年以上継続して居住する意思を有している
- □ 直近の1年間連続し、東京23区内に居住、もしくは東京圏に居住し23区内の企業等に通勤していた

過去10年間の内、東京23区内に5年以上住んでいる

NO →

23区内居住期間を含む過去10年間の内、埼玉、千葉、神奈川の条件不利地域外*に居住し、5年以上東京23区に通勤/通学していた(雇用保険に加入要)

*条件不利地域

東 京 都	檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈村、青ヶ島村、小笠原村
埼 玉 県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千 葉 県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

NO → 対象外

YES → YES

福島県内の企業で新たに週20時間以上、無期雇用で勤務する(公務員は除く)

YES → 移住支援金対象求人、プロ人材での採用

YES → 各要件を満たしている場合に申請できる可能性があります。チラシ(HP)の「2　就業に関する要件」(1)、(2)をご確認ください。

NO → 移住支援金対象求人、プロ人材での採用

NO → 起業または就農する

YES → **移住前に**以下のいずれかに該当している

- ・福島県、福島市(関係団体含む)が主催、参加した移住関連イベントへ参加した
- ・「福島市ゆかりの会」の会員
- ・福島市内の地域づくり活動に参加している
- ・福島市を含む多拠点で生活している
- ・二親等内の親族が市内に居住し住民票を有している
- ・過去、福島市にふるさと納税をしたことがある

※起業支援金の採択を受けて起業している場合、チラシ(HP)の「2 就業に関する要件」(5)起業枠にて申請できる可能性があります。

NO → 対象外

YES → 関係人口枠での申請ができる可能性があります。チラシ(HP)の「2 就業に関する要件」(4)をご確認ください

NO → テレワークで移住前の業務を引き続き行う。※東京へ出社するのは1週間の内1/5以内である

YES → テレワーク枠での申請ができる可能性があります。チラシ(HP)の「2 就業に関する要件」(3)をご確認ください

NO → 対象外